かめくぼケアステーション 同行援護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社TCYAが開設する かめくぼケアステーション(以下、「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービスである同行援護(以下、「同行援護等」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、同行援護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児(以下、「障害者(児)」という。)の意思及び人格を尊重し、適切な同行援護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、同行援護等を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という。)が外出時において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時の危険を回避するために必要な援護及び外出時の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 同行援護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な同行援護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 同行援護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称かめくぼケアステーション
- (2) 所在地 ふじみ野市亀久保2-4-6 コーウンビル103

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名(常勤職員)

サービス提供責任者は、同行援護等の利用申込みに係る調整、同行援護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 従業者 常勤換算2.5名以上

従業者は、同行援護等計画に基づき同行援護等の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名(常勤職員1名)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 基本的には営業日と同様、ただし、相談に応じる
- (4) サービス提供時間 午前7時から午後8時までとする。

第6条 事業所において同行援護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 同行援護

ア 身体障害者

- イ 障害児(18歳未満の身体障害児)
- ウ 厚生労働大臣が定める難病等対象者

(同行援護の内容)

第7条 事業所が行う同行援護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。

- (3) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) に付帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 同行援護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。 そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市町村が定める利用者等の所得区分等に応じて減額することができる。この場合、各市町村から代理受領する額は増加させず、別途、減額分の一部について公費助成を申請するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う同行援護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの距離に、1kmあたり15円を乗じて得た額とする。
- 4 電車・バス等を利用して同行援護を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。その他、日常的な外出や余暇活動への同行中に発生した従業者の費用も実費を徴収するものとする。
- 5 前 2 項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明を行い、利用者の 同意を得なければならない。
- 6 第1項、第3項及び第4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、ふじみ野市、富士見市、三芳町とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に同行援護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急 事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又 は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した同行援護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)

の設置等に関すること

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

- イ 虐待の防止のための指針の整備
- ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常児の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - (1)採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - (3)訓練の実施 年1回以上
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 6か月に1回以上

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

訓練の実施 年1回以上

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、同行援護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置 委員会の開催 年1回以上
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、適切な同行援護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する同行援護等の提供に関する諸記録を整備し、当該同行援護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従 業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社TCYAと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。